

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【公開番号】特開2010-132280(P2010-132280A)

【公開日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2010-024

【出願番号】特願2009-268650(P2009-268650)

【国際特許分類】

B 6 4 C 1/00 (2006.01)

B 6 4 C 29/00 (2006.01)

B 6 4 C 39/02 (2006.01)

【F I】

B 6 4 C 1/00 B

B 6 4 C 29/00 A

B 6 4 C 39/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軽量の発泡体材料からなる複数の空力的構成要素と、
複数の構造的構成要素の各々が前記空力的構成要素を支持し、かつ相互接続させ、中実
の金属、木または複合材料のうちの少なくとも1つからなる、複数の構造的構成要素とを
備える、

無人航空機(UAV)。

【請求項2】

ダクトリングと該ダクトリングに接続されるダクトリップを有するダクテッドファンを
備え、前記複数の空力的構成要素が前記ダクトリップを有し、前記複数の構造的構成要素
がダクトリングを備える、請求項1に記載の無人航空機。

【請求項3】

前記複数の構造的構成要素のうち少なくとも1つの構造的構成要素が、所定レベルの負
荷を掛けたときに分解または崩壊するような繊維長を有する破碎可能な樹脂材料を備え、
前記破碎可能な樹脂材料と繊維長とは所定レベルの負荷に基づき選択される、請求項1に
記載の無人航空機。